
筑紫が丘地区 地域おたすけガイド (地区防災計画)

1. 運営本部の設置基準
2. 活動方針
3. 役員参集場所等一覧
4. 地震編
5. 風水害編
6. 災害直後以降の対応
7. 防災資機材庫リスト
8. 防災マップ
9. 各種行動の活動指示書

2022年2月作成
筑紫が丘地区防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。

皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。

しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。

ぜひ、筑紫が丘防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。

1. 運営本部の設置基準

■ 地震の場合

- ▶ **震度 5 強以上**の地震が発生した場合
- ▶ 地震による被害が発生する恐れがあり、本部設置が必要と判断した場合
- ▶ 地震による被害が発生した場合

■ 風水害の場合

- ▶ 神戸市から避難情報（**警戒レベル 3 「高齢者等避難」**）が発令された時
- ▶ 台風や大雨による被害が発生する恐れがあり、本部設置が必要と判断した場合
- ▶ 台風や大雨による被害が発生し、活動上の危険がないと判断した場合

2. 活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう！！

3. 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	筑紫が丘地域福祉センター 筑紫が丘自治会館 ※筑紫が丘地域福祉センターと筑紫が丘自治会館は隣接しており、状況によって本部を決める				
ブロック本部	桜森町自治会館				
防災資機材庫	筑紫が丘地域福祉センター				
避難場所（屋内） 避難所	名称	土砂	洪水	備考	避難所
	筑紫が丘小学校	○	○		○
	広陵小学校	○	○		○
	広陵中学校	○	○		○
避難場所（屋外）	名称	地震	大火	備考	
	北つくしが丘西公園	○	○	1丁目	
	北つくしが丘中公園	○	○	2丁目	
	つくしが丘公園	○	○	3,4丁目	
	南つくしが丘西公園	○	○	5丁目	
	南つくしが丘東公園	○	○	6丁目	
	つくしが丘中公園	○	○	7,8丁目	
	北つくしが丘東公園	○	○	9丁目	
桜森町公園	○	○	桜森町		
災害時要援護者台帳 保管場所	筑紫が丘自治会館				
防災行政無線	筑紫が丘地域福祉センター				
神戸市 災害テレホンセンター	0570-078-500 防災行政無線の放送内容や避難場所の情報等が確認可				

4. 地震編

【災害発生直後】

▶ 個人の行動（安全確保と情報収集）

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める
- 家族の安全を確認する
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う
- ラジオなどで情報の確認
- 避難経路の確認（ドアや窓が開くか）や建物の安全の確認
- ライフラインの確認
- 集合場所へ近隣の被災状況を確認しながら行く

▶ 防災福祉コミュニティとしての活動

1. 防コミ運営本部の立ち上げ＜震度5強の震度発生時＞

- 自治会会長・副会長は自治会館に集まり、黄・赤の要援護者に電話をして状況を確認する（連絡の取れない方の家には確認に行く）
- 対応の必要な方には、支援メンバーに連絡をして連携して対応する

2. 防コミ運営本部・ブロック本部の立ち上げ＜震度6弱以上の震度発生時＞

- 役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、班構成を行う（情報班、安否確認班、救出救護班など）
- 本部に地域のマップ等を配置、集まったメンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する

- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す
- 各集合場所の活動人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する

3. 集合場所毎の災害対応

- ブロック委員は、全世帯の安否確認を行う（「無事ですタオル」のチェック、タオルの出ていない世帯は訪問して確認）
- 班長・副班長は各ブロックの安否確認情報を集約し、本部（自治会館）へ連絡し、本部には会長が詰める
- 8団体メンバーが話をしてリーダーを決めて班編成を行い、被災状況に応じて、要援護者宅の訪問（タオルの出ていない世帯）、消火・救護活動等にあたる
- 避難所あるいは安全な場所への避難が必要な場合、要援護者の避難支援を行う

4. 情報収集・伝達（情報班）

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- 伝令等により、各集合場所の会長から被害状況や住民の安否等の状況調査を行う

*地震時は有線電話、携帯電話は使用できない可能性があります

5. 安否確認（安否確認班）

- 全世帯の安否確認情報をホワイトボードなどにとりまとめる

6. 消火活動（消火班）

- 出火場所を確認し、119（消防）へ連絡する
- バケツや近所の消火器などを活用し初期消火を行う
- 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する（メガホン等を活用）

*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です

7. 救出・救護活動（救出・救護班）

- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する（ジャッキやバール、のこぎりが有効）
- 救出活動人員の割り振りをする
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する

8. 救護所の設置（救出・救護班）

- 状況に応じて、けがの手当てができるよう救護所を本部に設置する
- 近隣の医療機関の応援を求める

9. 区や消防署への連絡（情報班）

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

10. 避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難所の開設支援をする

5. 風水害編

【災害発生前】

1. 防コミ運営本部の立ち上げ・要援護者の避難呼びかけ<避難情報警戒レベル3「高齢者等避難」発令時>

- 会長・副会長・ふれ協で連絡を取り、誰が要援護者に連絡するかを決める（基本：副会長）
- 要援護者台帳をもとに、災害時要援護者に電話連絡する（丁目毎※5～9丁目の崖近くの家屋が対象）
- 「避難しない」「避難が出来ない」という人には、できるだけ安全な場所（家の2階、崖と反対側など）に誘導する
- 警戒レベル4発令時には、災害時要援護者に再度電話連絡する

2. 防コミ運営本部の立ち上げ・要援護者の避難支援<避難支援が必要な場合>

- 会長又は副会長の指示で、支援者（班長・副班長）は、自動車で筑紫が丘自治会館に集合する（車のない人は、家で待機）
- 会長は本部（自治会館）に詰める
- 輝すてっぷと民生委員のリーダーがまず避難場所へ電話して状況を確認する（輝：広陵中学校／民生：筑紫が丘小学校）
- 必要があれば避難所へ行き、状況を再確認して、輝すてっぷ・民生委員・筑栄会、かがやき神戸・社会福祉士・アリスエリザベスホームの他のメンバーに連絡し、避難場所へ来てもらう
- 集まった支援者で、訪問する支援先を分担し、家で待機のメンバーにも連絡する
- 5～9丁目の崖の状況を確認するメンバー（無線機持参）も決める
- 車に要援護者を乗せ、避難場所まで避難させる（車は2人体制）
- 受入避難先が決まっている要援護者については、道路などの状況に応じて避難先へ避難させる
- 対応が難しい場合は消防署へ連絡する

3. 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ、インターネット等から気象情報、避難所開設情報等を集める
- 兵庫県地域別土砂災害危険度情報の筑紫が丘地域の「土砂災害危険度推移グラフ」を注視し、避難の呼びかけ等の参考とする

4. 資機材等の確保

- 風水害発生時に備えて、防災資機材等の準備をする

5. 本部の解散

- 神戸市が発令する避難情報（警戒レベル3.4.5）の解除を確認した後、無線機持参で5～9丁目の警戒地域を見回り、異常が無いことを確認できれば、解散とする

【災害発生直後】

1. 防コミ運営本部による指揮

- 本部が立ち上がってない場合は、天候などの状況に応じ、統括防災リーダー（防コミ会長または代理）が防コミ運営本部の設置場所やメンバーの召集方法を決め、役員などに連絡する
- 被害状況に応じて、統括防災リーダーは班構成を行い、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す

「本部を会長宅に設置し、連絡はメールなどで取り合う」「災害のあった場所に集合する」など、状況に応じて臨機応変に対応する

2. 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ、インターネット等から気象情報、避難所開設情報等を集める
- 被害状況の状況調査を行う（天候などの状況に応じ、危険のない範囲で行う）

3. 安否確認

- 被災した場所の住民の安否確認を行う（天候などの状況に応じ、危険のない範囲で行う）

4. 救出・救護

- 被害状況を確認し、必要であれば 119（消防）へ連絡する
- 二次災害に注意しながら、防災資機材等を使用し、被災者を救出する
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する

5. 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

6. 避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難所の開設支援をする

6. 災害直後以降の対応

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1. 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す

2. 避難所の運営支援

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる
- 女性や子育て家庭、同行避難してきたペット、災害時要援護者への配慮を行う（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなど）
- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ

3. 生活情報の収集

- 生活情報の収集および住民への周知を行う（掲示板等を活用）

4. 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う

7. 防災資機材庫リスト

用途	品名	数量	用途	品名	数量
消 火 用	動力消防ポンプ		そ の 他	ヘルメット	22
	消防用ホース			手袋	60
	粉末消火器	10		腕章	60
	布バケツ	22		携帯用電灯	9
	バケツ	50		トランジスタメガホン	3
	消火用ボックス			広報・訓練用拡声器	1
	自立式簡易水槽			トランシーバー	8
				ロープ 12mm,50m,10m	2
				角材	3
救 助 用			長靴	10	
	スコップ	9	レインコート	15	
	バール	6	水消火器	8	
	折りたたみのこぎり	8	土嚢袋	40	
	のこぎり（大・小）	4	コーン	10	
	オノ	3	ビニールシート	10	
	ハンマー（鉄）	3	防災用かまどセット	7	
	ハンマー（木）	2	携帯用ラジオ	1	
	簡易ジャッキ	6	パトロール用 標識	6	
	5t ジャッキ	1	パトロール用 提灯	2	
	ツルハシ	2	ジャンパー	77	
	ボルトクリッパー	3	反射バトン	10	
	折りたたみ担架	4	大鍋	1	
	三角巾	30	草刈り鎌	5	
	毛布	15			
	救急箱	1			
	リヤカー	2			
	避難はしご	1			
	チェーンソー	1			
	ウィンチ	1			

地震災害時の行動手順

2021.12.10

地震災害時の行動手順

■行動のタイミング

震度5強の震度を観測した時、震度6弱以上を観測した時

<震度5強の震度発生時>

黄・赤の要援護者に電話連絡する。連絡の取れない方の家には確認に行く。

- ▶自治会会長・副会長は自治会館に集まり、黄・赤の要援護者に電話をして状況を確認する。
連絡が取れない方は家の方に確認に行く。
▶対応の必要な方には、支援メンバーに連絡をして連携して対応する。

<震度6弱以上の震度発生時>

全戸の安否確認(ブロック毎)を行い、集合場所へ / 全戸が対象

- ▶ブロック委員は、全世帯の安否確認を行う(「無事ですタオル」のチェック)
▶ブロック委員は、タオルの出していない世帯は訪問して確認する
▶ブロック内の安否確認ができれば、状況を確認しながら丁目の集合場所へ
▶8団体メンバーは、状況確認をしながら丁目の集合場所へ(その他の支援者も丁目集合場所へ)

集合場所で状況確認・各種災害対応(8団体メンバー・班長・副班長が指示)

- ▶班長・副班長は各ブロックの安否確認情報を集約し、本部(自治会館)へ連絡する
本部には会長が詰める
▶8団体メンバーが話をしてリーダーとなりグループ分けし、被災状況に応じて、要援護者宅の訪問(タオルの出していない世帯)、消火・救護活動等にあたる
▶避難所あるいは安全な場所への避難が必要な場合、要援護者の避難支援を行う

土砂災害警戒時の行動手順

2021.12.10

■行動のタイミング

神戸市北区に神戸市の警戒レベル3(高齢者等避難開始)が発令された時

災害時要援護者に電話する(丁目毎) / 5~9丁目の崖近くの家屋が対象

- ▶ 会長・副会長・ふれ協で連絡を取り、誰が要援護者に連絡するかを決める(基本:副会長)
- ▶ 青「警戒レベル3が発令されました。安全な場所に避難して下さい」、黄・赤「警戒レベル3が発令されました。避難されますか? どうしますか? 避難される場合は、これから避難支援に伺いますので、出かける準備をお願いします。どうされますか?」
- ▶ 避難できない人、「避難しない」という人には、できるだけ安全な場所(家の2階、崖と反対側など)に誘導する(※あくまでも、基本は避難場所への避難です!)
- ▶ 兵庫県地域別土砂災害危険度の情報のこの地域の「土砂災害危険度推移グラフ」を参考に状況を確認する
- ▶ 警戒レベル4発令時には、再度電話連絡する

会長又は副会長の指示で、支援者(班長・副班長)は、自動車で筑紫が丘自治会館に集合する

- ▶ 副会長・班長・副班長・ふれ協役員を中心とする支援者は、自動車で自治会館に集合(車のない人は、家で待機)、本部は自治会館とし、会長が詰める
- ▶ 輝すてっぷと民生委員のリーダーがまず避難所へ電話して状況を確認し(輝:広陵中学校、民生:筑紫が丘小学校)、必要があれば避難所へ行き、状況を再確認して、輝すてっぷ・民生委員・筑栄会、かがやき神戸・社会福祉士・アリスエリザベスホームの他のメンバーに連絡し、避難所へ来てもらう

災害時要援護者宅(黄・赤)の避難支援を行う

- ▶ 集まった支援者で、訪問する支援先を分担し、家で待機のメンバーにも連絡する
5~9丁目の崖の状況を確認するメンバー(無線機持参)も決める
- ▶ 車に要援護者を乗せ、緊急避難場所(小学校または中学校)まで避難させる(車は2人体制)
- ▶ 受入避難先が決まっている要援護者については、道路などの状況に応じて避難先へ避難させる
- ▶ 対応が難しい場合は消防署へ連絡する

撤収の段取

- ▶ 神戸市発令の「警戒レベル3・4」の解除を確認した後、無線機持参で5丁目~9丁目の警戒地域を見回り、異常が無いことを確認できれば、解散とする。

活動指示書

情報収集・伝達

- ▶ ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- ▶ 地域内の災害情報を把握する

情報収集・伝達手順

1. 情報収集

- ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、スマホや PC 等も活用し、必要な情報（地震情報、避難情報、気象情報など）を収集する
- 行政機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する
- バイクや自転車などを活用し、地域内の情報（被害状況など）を収集する
- 定期的に区役所や避難所等に出向き、公開されている情報を収集する
- 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する

2. 情報伝達

- 情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する

活動指示書

安否確認

- ▶ 安否確認情報の収集と集約
- ▶ 要援護者名簿の活用、民生・児童委員等との協力
- ▶ 安否不明者の確認

訪問先での確認手順

1. 外観の確認

- 物に甚大な被害がないかを確認する

2. 声かけ・呼びかけ確認

- 門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する

3. ドアをノックする

- 応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみる

4. 庭、勝手口等の確認

- 状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をする

活動指示書

救出・救護

- ▶ 防災資機材庫より必要な資機材を活用する
- ▶ 救護（応急手当）を実施する

救出・救護手順

1. 被害の実態把握

- 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する
- 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する
- 二次災害が発生する危険要因がないか確認する

2. 二次災害の防止

- 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する
- 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きなものがずれたり倒壊したりしないようにロープ等で支持、固定する
- 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う

3. 要救助者の救出

- 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする（要救助者を無理に引き出そうとしない）

4. 応急手当

- 出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する

活動指示書

消火活動

- ▶ 出火場所を確認し、消火人員を割り振る
- ▶ 消火器等を活用し初期消火を行う

消火活動手順

1. 初期消火

- 出火場所を確認して119番（消防）へ連絡する
- 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする

2. 大火災からの避難

- 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する

■ 消火器の使い方



活動指示書

災害時要援護者の避難支援

- ▶ 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- ▶ 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う

避難支援のポイント

1. 一人暮らし高齢者

- 迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要

2. 寝たきりの要介護高齢者

- 避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある

3. 認知症の人

- 安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要

4. 視覚障がい者

- 音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要

5. 聴覚障がい者

- 補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要

6. 言語障がい者

- 手話、筆談等によって状況を把握することが必要

7. 在宅人工呼吸器使用者

- 避難所での電源確保が必要